第5246号	第一種引き船灯	ＮＬ－ＡＹ１
第5247号	第一種白灯	〃
第5248号	第一種紅灯	ＮＬ－ＡＷ１
第5249号	第一種緑灯	ＮＬ－ＡＲ１
第5250号	操船信号灯	ＮＬ－ＡＧ１
第5251号	第一種紅色閃光灯	ＮＬ－ＭＬ１
第5252号	第一種緑色閃光灯	ＮＬ－ＡＦＲ
第5253号	第二種紅色閃光灯	ＮＬ－ＡＦＧ
第5254号	第二種緑色閃光灯	ＮＬ－ＢＦＲ

〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃

○国土交通省告示第五百五十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年三月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第3159号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満のもの）	ＴＫ－13Ｂ型（小児用－Ｓ）	高階救命器具株式会社	布地、縫い糸、ベルト及び締め具を変更
第3160号	〃	ＴＫ－13Ｂ型（小児用－Ｍ）	〃	縫い糸、ベルト、締め具及びファスナーを変更
第4975号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＭＱ－04型	〃	縫い糸、ベルト、締め具及びファスナーを変更

○国土交通省告示第五百五十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年三月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4559号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	ＴＫ－55Ｂ型（小児用－Ｌ）	高階救命器具株式会社	布地を追加
第5065号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－200Ａ型	〃	〃
第5069号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	ＴＫ－200Ｃ型	〃	〃

○国土交通省告示第五百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「船橋市本町一丁目三番一号」を「千葉市中央区新町千番地」に改め、同表の十六の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「内神田二丁目十五番二号」を「神田富山町二十二」に改め、同表の二十の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「静岡支社」を「静岡支店」に改め、「ホ　国分寺支店　北千住支店　東京都国分寺市本町二丁目十二番十四号」を「ホ　北千住支店　東京都足立区千住仲町四十番十二号」とし、トからワまでをヘからヲに改める。

○海上保安庁告示第十八号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

第一条　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉の項中、「千葉港葛南市川灯台から56度1,210メートルの地点から340度30分」を「塩浜三角点（12メートル）（北緯35度40分10秒東経139度56分49秒）から334度30分420メートルの地点から341度」に、「塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度」を「塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度」に改める。

別表第二名古屋の項中、「第１区の係船浮標に向かって航行する。」及び「Ｎ５」を削る。

第二条　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表６千葉港の表２代・Ｉ・Ｗの項中、「千葉港葛南市川灯台から56度1,210メートルの地点から340度30分」を「塩浜三角点（12メートル）（北緯35度40分10秒東経139度56分49秒）から334度30分420メートルの地点から341度」に、同表２代・Ｉ・Ｅの項中、「千葉港葛南市川灯台から73度1,820メートルの地点から72度」を「塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分」に改める。

別表９名古屋港の表２代・Ｚ・５の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十八条の十五第一項の規定に基づき、指定海域を次のように指定することとしたので、同条第二項及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）第十四条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日

環境大臣　大塚　珠代

北緯四十二度三十七分四十七秒・〇二東経百四十一度三十八分四十八秒・〇四の点、北緯四十二度三十六分一秒・九九東経百四十一度三十八分四十二秒・〇三の点、北緯四十二度三十五分三十八秒・〇九東経百四十一度三十七分三十八秒・九八の点及び北緯四十二度三十七分四〇秒・六〇東経百四十一度三十七分五十七秒・六四の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。